

京都市上下水道局告示第47号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年2月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名等

京都市右京区太秦袴田町1番地の45

松本工業所

松本 吾郎

2 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都市右京区太秦袴田町1番地の25から京都市右京区太秦袴田町1番地の45に変更

3 指定期間

平成18年2月14日から平成22年3月31日まで

（上下水道局下水道部管理課）